長野県議会基本条例の概要

前文

本県議会は、これまで活発な議会活動を行うとともに、様々な議会改革に取り組んできた。こうした足跡を踏まえつつ、本県議会は、真の地方自治の実現に向け、今後も、地方分権の時 代にふさわしい議会のあり方を探求していくものである。たゆみない議会改革を推進するという決意の下、議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則、議会と知事その他 の執行機関との関係、県民と議会との関係等を明らかにし、将来にわたって県民の負託にこたえていくため、この条例を制定する

第1章 総則

〇目的(第1条)

議会の基本理念及び基本方針、議員の責務、議員活動の原則その他の議会に関する基本的な事項について定めることにより、議会が県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上 及び県勢の発展に寄与することを目的とする

〇基本理念(第2条)

県の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に活用して地方分権の時代にふさわしい役割を担い、真の地方自治の実現を目指す

〇基本方針(第3条)

議会の監視機能の強化

の評価

〇監視及び評価 (第6条)

知事等の事務の執行の監視

第2章

基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき議会活動を行う

知事等の事務の執行に対する監視: 機能の強化を図り、これを発揮する: こと

政策の立案及び提言に関する能 力の向上を図り、これらに積極的 に取り組むこと

議員相互間の討議を活用する 等合議制の機関として適切な 運営を行うこと

県民の意見を的確に把握し、 県政に反映させること

〇議員の責務(第4条)

県民の代表として、県民及び県全 体の利益を考え、県民の負託にこた える責務を有する

〇議員活動の原則 (第5条)

議員の責務を果たすため、次に掲 げる原則に基づき活動を行う

- ・資質の向上を図るため、研さんに 努めること
- ・県政に関する課題及び県民の意見 を把握すること
- ・議員活動について県民に説明する こと

〇議員の政治倫理(第19条)

位の保持

県民と議会との関係

第5章

〇県民の意見の把握(第13条)

- ・公聴会、参考人制度等の積 極的な活用
- 請願、陳情等の誠実な処理
- 〇委員会等の公開(第14条)

則として公開

○広報及び広聴の充実(第15条) 多様な手段の活用による充

〇議案の審議等(第8条)

・議案について論点を明らかにする

地方自治法に定める権限の的確な行使

〇県政に関する調査等の権限等(第7条)

知事等の事務の執行の効果及び成果

監視機能を最大限に発揮するための

・議案についての知事等の説明

〇議会の決議等の尊重等(第9条)

- 議会の決議等の趣旨の尊重
- ・知事の予算調製に当たっての必要な 議会活動の実施への配慮

第3章 議会の政策の立案及び提言

〇政策の立案及び提言(第10条)

- ・積極的な政策の立案及び提言
- ・会派相互間の調整、合意形成

〇研修及び調査研究(第11条)

- ・議員が研修に参加する機会の 確保
- ・図書室の充実強化
- ・市町村議会との交流及び連携

第4章 議会の運営

〇議会の運営(第12条)

- ・県民に開かれた運営と、 合議制の機関として適 切な運営
- ・委員会における議員相互 間の討議の活用、機能の 十分な発揮

委員会及び協議等の場を原 第7章 議員の政治倫理

公正、誠実及び清廉を基本とした品

第6章 議会改革

〇議会改革の推進(第16条)

地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組む

〇議会改革推進会議(第17条)

議会改革に取り組むため必要がある場合には、議会改革推進会議を設けるものとする

使途の透明性の確保に資するため必要な措置を講ずる 〇政務活動費(第18条)

第8章 議会事務局

○議会事務局(第20条)

議会事務局の機能の充実強化及び 体制の整備

附則

- 1 施行期日
- 2 見直し

県民の意見、議会を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする